

当社株券等の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)の導入について

当社は、平成18年4月26日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ^(注)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。)に関する対応プラン(以下、「本プラン」といいます。)の導入について下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の所有者(証券取引法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者とみなされる者を含みます。)及びその共同所有者(証券取引法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。)、又は当社の株券等(証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

記

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上に関する取り組みについて

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、独自デバイスを基盤として、特長商品を創出するという「商品とデバイスのスパイラル戦略」で常に企業価値の向上に努めるとともに社会への貢献を果たしてまいりました。

今後も、当社グループは、コアコンピタンスである液晶を中心に、独自技術を駆使した最先端デバイスの開発を強化し、新時代にふさわしい特長商品を創出し続けることが、熾烈化するグローバル競争を勝ち抜き、「価値あるオンリーワン企業」として、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

また、当社グループは、地球環境保全への取り組みを重要な経営課題と位置づけ、「環境先進企業」をめざすべき企業像としております。創エネと省エネの技術を核に、クリーンエネルギーの太陽電池や環境に配慮した商品の拡充に注力するとともに、あらゆる生産活動において環境負荷低減に取り組み、社会貢献を果たしてまいります。

さらに、株主皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、2000年度から2004年度まで5年連続で増配を行ってまいりました。2005年度の期末配当につきましても、前期に比べ2円の増額（年間でも同額の増配）とすることを来る定時株主総会にご提案する予定にしており、これにより6年連続の増配となります。今後も、安定配当を基本とすることに加え、連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

2. 本プランの導入目的

近時、株式持ち合い構造の解消、新しい法制度の整備や、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きが顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような買収を企図した大量買付行為であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、大量買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、大量買付行為に応じることを株主の皆様に強要するおそれのあるもの、大量買付行為の内容や大量買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為を検討したうえで代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものや、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損うことにより、結果的に企業価値を損うといった、不適切なものもあり得ます。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠となりますが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあります。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となります。

また、当社グループは2005年度の連結売上高が2兆7,971億円を超え、その事業範囲もAV・通信機器、電化機器、情報機器、LSI、液晶、その他電子部品等と広範囲に及んでいる上、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果や製造技術等のノウハウは、その多くが企業秘密となっております。従って、社外の大量買付者からの提案を受けた株主の皆様が、時間的制約が課された中で、そのような研究開発の成果やノウハウの事業化の可能性、デバイスと商品間の技術シナジーなどを適切に評価して当社グループの企業価値を正確に把握し、大量買付行為の妥当性を適正に判断することは容易ではないと思われ

ます。そこで、当社取締役会は、上記のような不適切な大量買付行為が行われることを防止し、仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することを目的として本プランを導入することといたしました。

3. 本プランの内容

当社取締役会は大量買付行為が行われる場合には、一定の合理的なルールに従って進められることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるといった目的に合致すると考えます。従って、以下に定める大量買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を設定し、大量買付者には大量買付ルールの遵守を

求めます。また、当社取締役会は、適宜適切な情報開示を行いつつ、社外の有識者と社外監査役で構成される特別委員会〔別添2 ご参照〕の助言・勧告を踏まえ、以下の事項を含む相当な対応を行うことを予定しております。

(1) 大量買付ルールの設定

大量買付ルールとは、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始するというものであり、具体的には以下のとおりです。

①大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報（以下、「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。大量買付情報の内容は、大量買付行為の内容によって異なるため、大量買付者が、大量買付行為を行おうとする場合に、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面（以下、「大量買付ルール遵守表明書」といいます。）を提出していただきます。

②当社は、大量買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報（下記に例示しておりますが、これに限定されるものではありません。）のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該リスト記載の情報を当社に提供していただくこととします。なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、必要かつ十分な情報が揃うまで当該大量買付者に対して追加の情報提供を求めます。

- (a) 大量買付者及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- (b) 買付目的、方法及び内容（買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、買付時期、取引の仕組み等を含みます。）
- (c) 大量買付者に対する資金提供者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- (d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策
- (e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- (f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域社会等）の処遇の変更の有無及びその内容

大量買付行為があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

③次に当社取締役会は、具体的な大量買付行為の内容に関する情報の受領完了後、対価を円価のみとする場合は60日間、対価を円価以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるものとします。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。

(2) 大量買付行為の検討と判断のプロセス

当社取締役会は、上記取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉いたします。

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、例えば、以下に掲げるような場合には、当社取締役会は大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損うものと判断いたします。

- ①当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。
- ③当社グループの経営を支配した後に当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合。
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合。

なお、当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、外部の有識者と社外監査役全員から構成される特別委員会が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、下記(3)に定める対抗措置の取扱いを最終決定いたします。また、対抗措置の発動後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

(3) 本プランにおける対抗措置の取扱い

- ①**大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損うものではないと判断された場合**

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとします。

- ②**大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合**

大量買付者が大量買付ルールを遵守せず、突然買付行為を開始した場合、又は大量買付ルールを逸脱した場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の発行等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

- ③**大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損うと判断された場合**

当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の発行等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の発行自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主、投資家の皆様に与える影響等

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主、投資家の皆様に適時・適切な情報開示を行うとともに、大量買付者以外の株主、投資家の皆様に不利益を与えないよう十分に配慮いたします。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

株主の皆様には、別途公告する基準日までに名義書換を完了して頂く必要があります。その上で、

- ①株式分割を行う場合は、当社株主の皆様に必要な手続は特にありません。
- ②株主割当による新株予約権の発行の場合は引受の申込と必要な手続（発行価額、行使価額相当額の払込等）を完了していただく必要があります。この手続の詳細については、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

5. 本プランの導入決定に至る経緯

本プランの導入は、平成18年4月26日開催の当社取締役会において、取締役の全員一致をもって承認されました。なお、社外監査役3名を含む4名の監査役全員から、本プランの導入は妥当であるとの意見表明がありました。

6. 本プランの見直し等

当社は、全取締役の任期を1年としており、毎年6月の定時株主総会で選任される体制でありますので、現在の当社取締役の任期は本年6月の定時株主総会終了時までとなります。本プランを継続するか否かについては、毎年6月の定時株主総会終了後に開催される取締役会で検討し、検討結果を速やかに開示いたします。

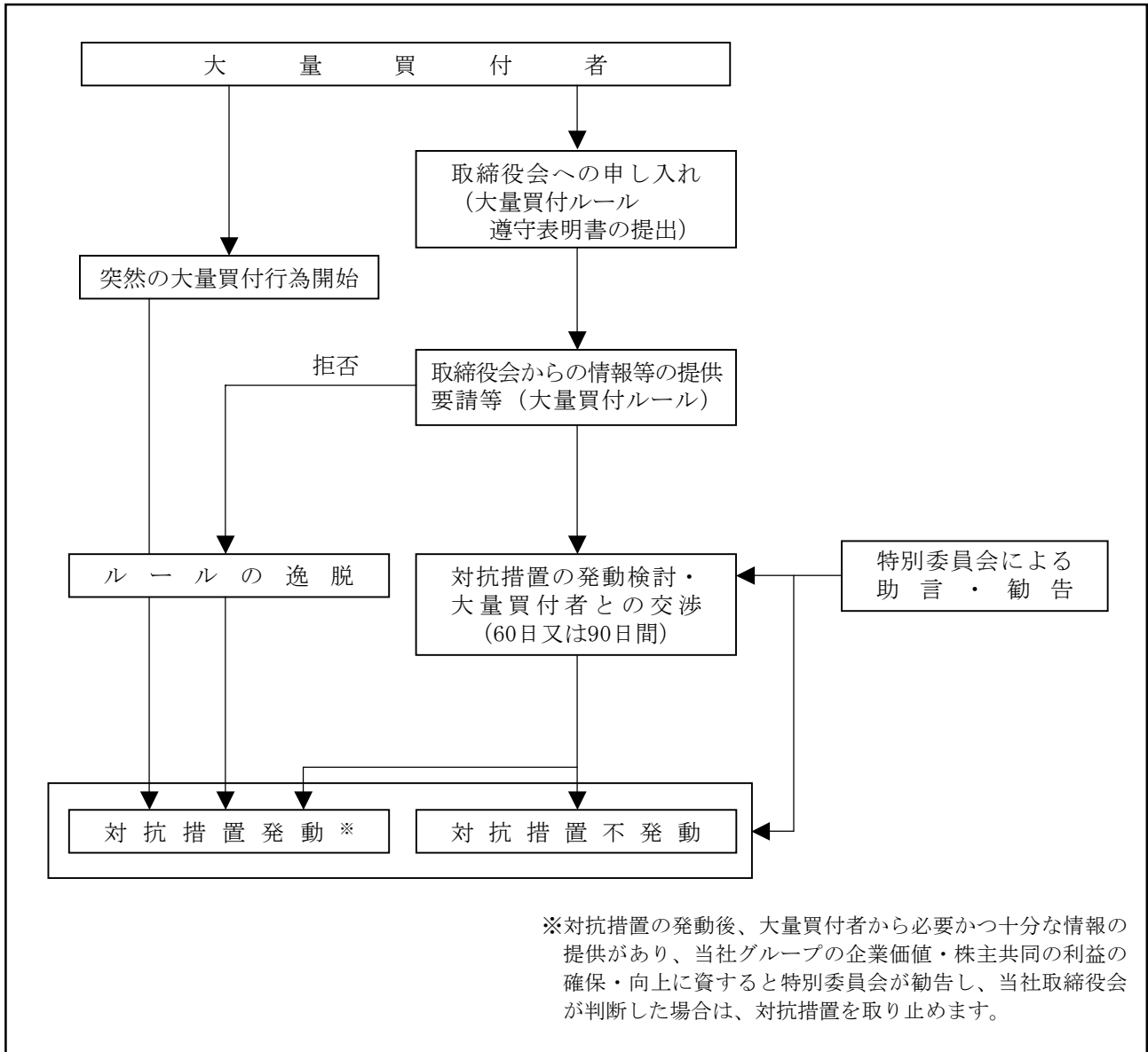
また、当社取締役会は、企業買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、今後必要に応じて本プランを見直すことがあります。

7. その他

当社取締役会は、現時点における当社株式の大量買付行為の兆候が具体的にあるとの認識はありません。

以 上

別添1：当社株券等の大量買付行為に関する対応プラン



別添2：特別委員会（仮称）の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している外部の有識者（経営、法律、会計等の研究者や弁護士等の専門家、民間企業の経営者等を想定しているが、これに限らない）と社外監査役全員から構成されるものとする。なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。
- ・特別委員会は、当社取締役会の要請に応じて、原則として当社取締役会が講じる対抗措置の発動の可否及びその具体的な内容につき、本プランに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対して助言又は勧告を行う。かかる助言・勧告にあたっては、特別委員会は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うものとし、自己又は当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。当社取締役会は、当該助言・勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する最終決定を行うものとする。なお、特別委員会は、当社の費用負担で、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等外部専門家の助言を求めることができる。

以 上